質問事項	質　　問　　要　　旨
６番　　尾　崎　　智	
１　公園の草刈りについて	公園は、子どもたちがのびのびと遊び、地域の方々が交流する大切な公共空間です。特に、身近な公園は、子どもたちにとって日常的に利用できる貴重な遊び場であり、その環境を良好に保つことは、行政の重要な役割の一つであると考えます。 しかしながら、町内の公園では、草刈りが年間２回にとどまっているため、草が伸びる時期には、子どもたちが遊べなくなるほど草木が生い茂る状況が生じています。 公園の草刈りについて他自治体の取組を調べたところ、例えば、埼玉県草加市では、市が管理する公園の除草を年間３回から４回を目安に実施しています。また、千葉県浦安市では、一般の公園で年間４回、または年間５回の草刈りを実施している事例もあります。このように、年間２回に限らず、草の伸びる時期や公園の状況に応じて、よりきめ細かく維持管理を行っている自治体があります。 そこで伺います。 （１）公園の草刈りを年間２回の実施で運用しているのはいつからか。 （２）遊具周りなど子どもが遊ぶ空間に絞った部分的な草刈りだけでも、年間３回以上の計画として実施すべきと考えるがいかがか。
２　鞍岡山公園の現状について	新精台が開かれ、鞍岡山公園が完成してしばらく経ちます。公園の現状としては、フェンスで閉鎖されており、使用できない状態になっています。周辺の住民の方々からは、せっかくできあがった公園なのだから、子どもたちが遊べるようにして欲しいといった開放を求める声が出ています。 そこで伺います。 （１）現在の公園の所有者は。 （２）公園の開放を求める要望や相談は寄せられているのか。 （３）公園が開放されていない具体的な理由は。
３　災害への備えについて	１１月２日に発足した防災庁は「国難級の大規模災害においても国民の生命・身体・財産を守り抜く」ことをミッションに掲げています。今後発生が見込まれている南海トラフ地震は、国が予測している最大被害予測ではまさに国難といえる内容となっており、本町も震度６弱の揺れが見込まれています。

	１１月８日午前１時４分ごろには静岡県西部を震源にマグニチュード５．７の地震が発生し、本町でも少し揺れが感じられ、改めて日頃の備えが大事だと再確認したところです。 そこで伺います。 （１）地震体験機や起震車を用いた強い地震の揺れの体験機会を設けることが地震の怖さを知ってもらう上で重要と考えるが、本町の考えは。 （２）東光小学校区自主防災連合会や南自主防災会が実施している防災訓練は地域の防災力向上に効果的であると考えるが、他の自主防災会に対して防災訓練を実施しやすくするための情報共有や支援はどのようにしているのか。 （３）大規模災害が発生した際の災害廃棄物の仮置場候補地については、「精華町災害廃棄物処理計画」（令和５年３月）では打越台環境センター跡地などを第一候補としているが、防災受援施設として整備している現状での考えは。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１９番　　神　田　　高　宏	
１　陸上自衛隊祝園分屯地における弾薬庫増設工事の問題点について	祝園弾薬庫の増設工事が、保管・配備する弾薬（ミサイル）の内容、安全対策など十分な説明もないまま、なし崩し的に行われており、受け入れるべきでないことを改めて表明します。 また、増設工事において施工業者の「建設業許可票」や下請け業者との関係を表す「施工体系図」を公衆の見やすい場所に掲示することが義務付けられているが未設置であることについて、令和７年度３月会議、令和８年度６月会議及び９月会議で質問しました。 未だ改善されておらず、防衛省の体制及び弾薬庫増設工事に不信感を抱かざるを得ない状況であるため、質問します。 （１）祝園分屯地の正門入口左（南）の山林が大規模に削られ、駐車場となり工事用宿舎が建てられている。 市街化調整区域であり市街化を抑制するべき箇所なので、今後、環境への影響を憂慮する。防衛省に対し、環境保全を求めるべきであると考えるが、町の考えはいかがか。 （２）上記開発（駐車場、工事用宿舎）により、降雨時の雨水流出量が増加する。しかし、調整池らしき物は確認できない。煤谷川沿川住民の安全対策上、防衛省に対し改善を求めるべきであると考えるが、町の考えはいかがか。
２　国是である非核三原則の骨抜きを許さず堅持に向けて	本町は、１９８７年（昭和６２年）に精華町非核・平和都市宣言を宣言しています。 ・精華町は、非核三原則（作らず、持たず、持ち込まず）の完全な遵守を求める。 ・精華町は、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める。 ・精華町は、核兵器及び核兵器積載の疑いのあるものの、精華町域への通過、搬入、飛来、貯蔵、滞留を拒否する。 ・精華町は、核兵器を生産、配備させない。 ・精華町は、戦争に協力する事務は行わない。 とてもすばらしい宣言です。 今、高市政権は、年内に改定する安保３文書（国家安全保障戦略）で非核三原則の「持ち込ませず」について、例外を明記する検討に入っていると報道されています。 大型弾薬庫が建設されようとしている本町の安全を守り、危険度を上げないため、以下、質問します。 （１）先人の残した素晴らしい精華町非核・平和都市宣言について、

	いかに認識しているか。 （２）精華町非核・平和都市宣言に則り、非核三原則の骨抜きを行わないよう声を上げるべきであると考えるが、いかがか。
３　誰もが移動しやすい地域公共交通の実現に向けて	今年度に策定予定の「精華町地域公共交通計画」について、様々な課題があるなかで、地域ごとの移動実態や住民の声をどう計画に反映されるかという視点で質問します。 （１）現在の計画策定の進捗と、策定までのスケジュールは。 （２）高齢者、障がいのある方、学生、子育て世帯など、移動に困難を抱える人（交通弱者）の声をどう集め、計画に反映するのか。 （３）老人会や自治会等から意見を聞く予定はあるか。 （４）旧村いわゆる精北、川西、山田荘地域へのヒアリングは避けられないと考えるが、いかがか。 （５）利用者へのヒアリングや、地域公共交通を利用していない方の声をどのように吸い上げるのか。 （６）路線バスや町内の移動手段について、利用状況や地域ごとの課題をどのように把握しているか。 （７）計画策定後、達成状況をどのような指標で点検し、見直すのか。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１８番　　西　田　　亜　紀	
１　介護保険事業の推進と、安定的に継続できる地域包括ケアシステムの構築について	全国的に少子高齢化が進み、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者が増加するなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。 精華町においても、少子高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者数の増加や単身高齢者世帯の増加が見込まれています。しかしながら、現場では訪問介護をはじめとする介護人材の慢性的な不足が深刻化しており、「必要なサービスを希望するタイミングで受けられない」「事業所の都合で受け入れが制限される」といった、町民の切実な声も顕在化しています。さらに、認知症高齢者の増加に伴う対応や、長引く介護によって心身ともに疲弊する家族介護者の孤立防止など、高齢者福祉を取り巻く課題は極めて多様化・複雑化しています。また、介護予防やフレイル予防を目的とした体操や地域サロンといった「通いの場」の重要性が叫ばれる一方で、足腰の衰えや地域交通の課題から「行きたくても自力では通えない」という移動の壁が存在し、健康づくりや地域交流の機会から取り残される高齢者を生まないための、分野横断的な取り組みが強く求められています。 こうした課題に対応するためには、介護サービスの充実だけでなく、医療・介護・予防・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの構築が重要です。 高齢者が住み慣れた精華町で安心して暮らし続けられるとともに、介護を担う家族も安心して生活できるよう、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。介護サービスの提供体制、介護予防と移動支援の連携、認知症および家族介護者支援のあり方を町民目線で深く点検するとともに、将来にわたって負担と給付のバランスの取れた地域包括ケアシステムの構築に向けて、町民の暮らしを守るため、精華町における介護保険事業の現状と課題、今後の充実に向けた取組、そして地域包括ケアシステムの構築や、第９期介護保険事業計画の進捗と、また第１０期介護保険事業計画策定の考えを伺います。 （１）第９期介護保険事業計画の進捗状況と、現状の課題をお聞かせください。それを踏まえて、第１０期介護保険事業計画策定に向けた方針を伺います。 （２）要介護・要支援認定者数や介護サービスの利用状況の推移をどのように捉えていますか。

	（３）介護人材の確保と介護サービスの提供体制について ①　地域の体操教室やサロンなど「通いの場」の充実と参加状況をどのように把握していますか。 ②　町としての、介護現場に対して独自に行っている支援や工夫はありますか。 ③　要介護認定申請から決定通知までの平均所要日数は。 （４）認知症高齢者及び家族介護者への支援について ①　認知症高齢者とその家族に対する相談・支援体制の現状と今後の充実策を伺います。 ②　家族介護者の孤立を防ぎ、負担軽減につなげるため、どのような支援を進めていくのか伺います。 （５）介護保険制度と地域包括ケアシステムの構築について ①　高齢化に伴い介護費用が増え続ける中、保険料の負担を抑えながら必要なサービスをどう守り、将来も安心できる介護保険制度を続けるのか伺います。 ②　医療・介護・介護予防・生活支援の連携をさらに強化し、地域包括ケアシステムの取り組みをどのように深化させていくのか伺います。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１５番　　森　田　　喜　久	
１　光台地区から地区外における法面の景観問題等について	令和５年度１２月会議において、煤谷川から眺める光台地区の法面の整備の在り方について質問しましたが、その時の答弁として、今後は、法面部分と緑化景観に配慮した計画となるように、京都府と連携し、誘導していくとのことでした。あれから３年が経ち、煤谷川側から眺める景観は、答弁にあったような景観となっているのか伺います。 私としては、適切な誘導をされてきたとは言い難いと認識しています。法面がきれいに整備されていたところも、法面の植栽がなくなり、煤谷川に向けて駐車場のようになっています。本町として、どのように京都府と調整され、誘導されてきたのか、伺います。
２　空き巣・窃盗など防犯対策等について	全国各地で、匿名・流動型犯罪グループいわゆる「トクリュウ」と言われる集団が、目星をつけた居宅へ侵入し、乱暴に金品を窃盗する犯罪が増えています。精華町では、幸いにも、トクリュウ犯罪といった事件は発生していませんが、交番だよりにも書かれていますように、空き巣が発生しています。そこで伺います。 （１）精華町管内での空き巣・窃盗の件数はどのくらいですか。 （２）空き巣による被害を未然に防止する観点から、住民の皆さんに気を付けてもらうためにお聞きしますが、被害届の額が概ねどのくらいになっているのか、伺います。 （３）防犯対策として、町では、今後も防犯カメラの設置が計画されています。各家庭で、どのような防犯対策をしたらよいのか、交番だよりにもよく書いてありますが、実物がないので、どのようなものかはっきりわかっていない方も多いと思われるので、セキュリティー（防犯）グッズを、役場等公共施設の展示コーナーなどに、説明を付けて、展示したら理解が深まると考えますが、本町の見解を伺います。
３　景観問題等について	先般、騒音・黒煙等で問題となっていた、データーセンターの地元説明会が開催され、私も出席してきましたが、発注主と施工事業者及び行政指導の曖昧さが、このような事態に及んだのではないかと考えます。この問題を、町としても特別なこととして捉えるのではなく、将来の精華町のあるべき姿となるように望みますが、今後どのように指導していかれるのかを伺います。 また、今年の６月会議でも、一般質問を行いましたが、精華大通

	りの道路照明の間引き点灯について、答弁では、京都府はそのようなことはしていないとのことでありましたが、歩道照明が複数消灯している現状から歩行者等の安全確保のため、京都府へ修繕要望を行ったこと、また、誰もが安心して通行できる道路環境が維持できるよう、京都府と連携を図っていくとの事でありましたが、その後、うまく連携が図れているのでしょうか、伺います。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１６番　　大　森　　美　鈴	
１　防災意識向上と平時の備えの充実について	内閣府が１０月３０日に公表した「国民生活に関する世論調査」で、今後、政府が力を入れるべき施策を複数回答で尋ねたところ、「防災」が３７・５％と質問項目に加わった１９９２年以降で最高となり、国民の防災意識が高まっていることを裏付ける結果となった。 今年１１月２日に政府の防災・災害対応の司令塔となる防災庁が発足し、国を挙げて防災・減災対策を推進する新たな体制がスタートした。「国難級」とも言われる災害が懸念される日本では、公助の行政機能が著しく逼迫する恐れがあることから、「自らの命は自らが守る」という心構えと具体的な備えを促され、事前防災への意識を高めることが求められている。 特に、地域の自主防災会は、災害発生時の初期対応や避難誘導、安否確認など、地域防災の要となる役割を担っている。 一方で、実際に災害を経験していない住民にとって、地震の揺れや豪雨による浸水、火災などの危険性を具体的にイメージし、適切な避難行動を身につけることは容易ではない。 そこで、災害をより身近なものとして捉え、住民一人ひとりの防災意識の向上と実践的な防災力の強化につなげるために、以下の点について伺う。 （１）本町における自主防災会の組織状況や活動内容、訓練の実施状況をどのように把握しているのか。また、地域防災活動における課題の認識は。 （２）各家庭や職場などの事前防災（ハザードマップの確認、身の回りのリスクの把握、３日分の備蓄の確保）の意識向上への取組状況は。 （３）「ＶＲ防災体験機器の貸出制度」の導入を 自主防災会が地域の防災訓練や防災学習会など、楽しみながら防災を学ぶ取組を展開し、幅広い年齢層にも対応できる一つの方法として検討すべきと考えるが、本町の見解は。
２　ＪＲ祝園駅構内へのエレベーター設置について	ＪＲ祝園駅は、関西文化学術研究都市の玄関口であり、町民の日常生活を支える重要な交通拠点であるとともに、町外から本町を訪れる方々にとって初めに触れる大事な場所である。 しかし、駅構内の階段の昇降は、高齢者や障がいのある方、車いす利用者、妊産婦、ベビーカーを利用する方などにとって、大きな

	負担となっている。 　誰もが安心して、円滑に駅を利用できる環境を整えることは、移動の利便性向上だけでなく、外出機会の確保や社会参加の促進にもつながる重要な取組である。 　そこで、ＪＲ祝園駅のさらなるバリアフリー化に向け、以下の点を伺う。 （１）ＪＲ祝園駅のバリアフリー化について、現在の課題を町はどのように認識しているか。 （２）高齢者や障がいのある方など、階段の利用が困難な方の駅利用の実態や要望の把握状況を伺う。 （３）エレベーター設置に向けたＪＲ西日本との協議・検討状況は。 （４）エレベーター設置に向けた具体的な取組の考えを伺う。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１０番　　竹　川　　増　晴	
１　有害鳥獣被害対策・農業問題について	令和７年度決算附属資料でも、「イノシシやアライグマなどによる農作物被害が増加傾向であり、継続した対策が必要である」とあります。被害を届け出ていない農家に聞きますと、あきらめている人もたくさんいます。根本的な対策が必要になっています。 また昨年、米不足と米価高騰が社会問題になりました。米の流通と価格に国は責任を持ち、価格保証と所得補償で農家を守るべきです。今年は昨年に比べて米価がかなり下がっています。 そこで伺います。 （１）被害の届け出や補助金の請求の仕方をもっと簡単にしませんか。 （２）他の市町を参考にしながら、有害鳥獣被害の対策費の大幅な増額が必要だと考えていますか。 （３）今後、米農家に補助をする考えはありますか。 （４）その際、ＪＡに卸している農家だけではなく、全ての米農家に補助をしませんか。
２　「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ」（ＳＲＨＲ）について	「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルツ＆ライツ」とは、日本語で「性と生殖に関する健康と権利」を意味し、全ての人が自分の体や性、生き方について自分で決定し、心身ともに健康に生きるための基本的人権です。しかし、日本では認知度が十分ではありません。性教育の遅れ、避妊や身体のしくみだけでなく、人権やジェンダー平等、性的同意をトータルに学ぶ「包括的性教育」が十分に浸透していないのが主な原因です。「包括的性教育」の学校教育での現状を考えたときに「はどめ規定」が大きな壁になっています。現場の解釈としては「小学校では、受精や性交、避妊などを一律に教えてはならない（タブーである）」という強いブレーキ（歯止め）として機能してきました。文科省の国会答弁では、はどめ規定について「絶対に教えてはならないという意味ではない」と説明しています。しかし、ほとんどの学校現場や教育委員会、管理職の間では「問題になると困るから扱わないでおこう」となっており、「性交や避妊についての十分な授業ができない」という大きな障壁になっています。「はどめ規定」という障壁は除かなくてはなりません。 ２０３０年度以降に実施予定の次期学習指導要領に向けた議論でも、このはどめ規定は維持されるそうです。日本弁護士連合会などからは撤廃を求める声や署名活動が続いています。

	そこで伺います。 （1）「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ」（ＳＲＨＲ）が基本的人権という認識はありますか。 （2）ＳＲＨＲについて、子どもたちに資料を配る考えを持っていますか。 （3）モデル校などを作り、モデル授業を実施する考えはありますか。
3　国保の「子ども均等割」の減免について	２０２２年度から、公費による未就学児の均等割５割軽減が実現しました。２０２７年度からは、１８歳まで拡大されることになりました。そもそも国保の均等割とは、世帯の国保に加入している「人数」に応じてかかる税です。加入者の人数が多いほど負担額が増えます。「人頭税」のようなものであり、他の保険になく、廃止すべきものです。２０２６年度から「子ども・子育て支援金制度」が導入されましたが、国保にも上乗せされました。ただし、１８歳未満は均等割は免除されています。ということは、均等割は国保加入者にはきつい制度だということを国は理解しているということです。 そこで伺います。 （1）そもそも均等割が国保にだけあるのは、おかしいと思いませんか。 （2）京都府伊根町では、今年度から１８歳未満の国保税の均等割を全額免除しました。現在、国が２５％、府が１２．５％、町が１２．５％負担しています。残りの５０％を町が負担する場合、①未就学児全額免除、②１８歳未満全額免除、③扶養家族全員全額免除すると、どのくらい町に負担がかかりますか。 （3）２０２７年度の国保税の値上げをしないという考えはありますか。

質問事項	質　　問　　要　　旨
２０番　　三　原　　和　久	
１　「防災士資格取得の推進」について	２０２４年１月１日に起こったマグニチュード７．６の能登半島地震では、コミュニティによる日頃からの防災活動の効果もあり、集落全体での早期避難、救出・救助が行われた事例や、大都市における直下型地震である阪神・淡路大震災では、生き埋めになった方の約８割が地域住民により救出され、救助隊による救助は約２割程度との調査結果があります。 このように、大規模災害時には地域住民を主体とする共助の取組が大変重要となります。この共助の一翼を担い、高い志を持ち、活躍が期待されるのが防災士です。 防災士は、阪神・淡路大震災を教訓とし設立されたＮＰＯ法人日本防災士機構が認証する民間資格で、全国で２０２０年の約２０万人から、２０２６年には約３７万人、この６年間で約１７万人取得者が増え、京都府内では約４３００人が資格を取得されています。防災に関する知識、技能を生かして、地域での防災訓練の企画・実施や防災イベント等を通じて地域防災力の向上に貢献されています。また、防災士自らが災害支援活動に従事されることもあります。 能登半島地震では、地域の防災士会を中心としたネットワークを活用しながら情報共有をし、発災直後から物資提供や人的支援などを行ったことが報告されています。 防災士は、地元の自主防災組織の加入は敷居が高いと感じる方でも気軽にチャレンジできる資格であり、防災知識の普及という面でも意義のあることだと考えます。防災士は民間資格ではありますが、現在、全国都道府県の会場で防災士養成研修を実施しており、防災士が町民にとってより身近な存在になることが非常に大切であり、地域防災力強化の担い手でもあると思います。 そこで、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格者をもっと増やすべきと考えますが、精華町内で資格取得者を増やす考え、また、取得に関しての補助の考えを伺います。
２　クビアカツヤカミキリについて	近年、桜をはじめとするバラ科樹木に甚大な被害をもたらす特定外来生物クビアカツヤカミキリの拡大について、２０１２年に愛知県で初めて被害が確認され、２０２６年では西日本（岡山県）まで確認されており、全国的には拡大状況です。京都府内においても拡大状況であるが、被害の広がりに歯止めがかからない状況です。特にサクラやモモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が

	樹の内部を食べて枯らしてしまう外来のカミキリムシです。 　国においては、２０１８年１月には、「特定外来生物」に指定されました。精華町内でも桜などが多く植えられており、春の風物詩として多くの町民に親しまれ、地域の誇りや一部観光資源にもなっています。その桜が町内で枯死し、やむを得ず伐採されていく状況が今後、被害状況によっては起こることが考えられます。また、景観や文化的価値の喪失につながりかねないと強く危惧しています。 　京都府では、発見調査や早期防除といった拡大防止策に取り組まれていますが、伐採処分、植替えなど一連の対応に係る費用への補助制度はいまだに設けられていません。そこで伺います。 　クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜などについて、伐採処分、植替えなど一連の対応を、今後どのように行っていく考えですか。

質問事項	質　　問　　要　　旨
５番　　奥　野　　弘　佳	
１　歩行に時間がかかる住民の災害時の避難について	ある住民の方から「歩くのが遅く、集会所まで行くにも１時間近くかかる。要介護でも障害者でもなく、支援の対象にならない。災害時は町に見捨てられたのと同じだ」との声をいただいた。 国のガイドラインでは、警戒レベル３「高齢者等避難」の対象に避難に時間を要する人が含まれる。また、本町の避難行動要支援者登録制度実施要綱第３条第５号は本人の申出による名簿登録を定めているが、十分に周知されていないと考え、以下を伺う。 （１）要介護認定や障害者手帳がなく、歩行に時間がかかる住民の避難を、町はどう位置づけているか。 （２）同号による登録の周知方法と登録者数、個別避難計画の作成状況は。 （３）地震時・風水害時のそれぞれで、こうした住民は「まず、どこへ、どのように」避難すればよいか。また、その周知方法は。 （４）指定避難所から遠い地域で、一時的に身を寄せられる身近な場所を増やす考えは。 （５）「高齢者等避難」の発令時に、移動手段（送迎など）を確保する考えは。 （６）１１月８日の川西小学校区の防災訓練では、住民の避難をどう想定し、検証した。また、１２月６日の社会福祉協議会主催の防災訓練では、どのような想定で実施する予定か。
２　放課後児童クラブの持続可能な運営と利用しやすい制度づくりについて	川西第３放課後児童クラブが整備され、他の教室の借用が解消されることを評価する。一方、本年６月会議で、町は利用料の制度全体を再設計する考えと、長期休業期間のみの利用は支援員の確保を課題としつつ試行的な受入れを研究する考えを示した。 そこで、以下を伺う。 （１）第３クラブの令和９年４月の供用開始により、川西放課後児童クラブの定員（受入れ可能人数）は変わるのか。 （２）一般世帯の利用料を見直す場合でも、ひとり親世帯、生活保護世帯、住民税非課税世帯への減免制度については、同時または先行して導入すべきと考えるが、町の考えは。 （３）長期休業期間中の受入れについて ①　毎年実施している保護者アンケートで、長期休業期間のみの利用希望はどの程度あるか。 ②　長期休業期間中の試行的な受入れの研究の進捗は。令和９

	年度に試行する場合、実施施設、受入れ人数、申込方法をどのように考えているか。 ③　支援員などの配置は国の基準と比べてどの水準か。また、長期休業期間の人員確保策と国・府の補助制度の活用をどのように考えるか。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１４番　　青　木　　敏	
１　電子投票導入の考えについて	来年４月に統一地方選挙、本町では府議会議員選挙がある。これまでにも選挙投票所、選挙ポスター掲示場所、期日前投票所について質問した。少しずつではあるが改善、前進しているが、今後を問う。また新たに加わった電子投票の早期導入の考えは。
２　「なんじゃもんじゃの木」の伐採について	光台の住民から「なんじゃもんじゃの木（ヒトツバタゴ）」の伐採について問われた。「なんじゃもんじゃの木」は鳥谷公園の中にあり地域住民に親しまれ、季節には白い花を咲かせる貴重な木とのことである。また、公園の中には「こずえあかりの道」があり、環境省のモニタリングサイト１０００里地に選ばれて２００３年から５年ごとに調査が実施されており、調査は１００年間続く予定とのことである。里地里山の調査は市民調査になっており全国約２００ヶ所で行われ、本町では光台里山クラブなどが２０１８年から植物、蝶、鳥類を調査しているとのことである。鳥谷公園「こずえあかりの道」とその周辺は自然の植物、蝶、鳥類にとって貴重な場所とのことである。 鳥谷公園と星の光幼稚園に隣接する所に「なんじゃもんじゃの木」が何本かあったが根元から伐採されている。 （１）「なんじゃもんじゃの木」の認識を問う。 「なんじゃもんじゃの木」は、自生していれば、他の地域では天然記念物に指定されている所もあり、絶滅が危惧されるほど個体数が減少している貴重な植物とのことである。本町と伐採をした業者には貴重な植物との認識はなかったのか。 （２）伐採された経緯を問う。 担当課に確認したところ、幼稚園からの要望、依頼で伐採したとのこと。枝葉が伸びて何らかの危険があればやむを得ないとは理解しているが、幼稚園からの要望とは言え、単なる枝払いではなく、根元から伐採されている。根元から伐採しなければならなかった理由は。また、以前、光台の道路沿いの木の伐採もあったが、その時は根元からの伐採ではなかったが、その対応の違いは。 （３）環境基本条例は遵守されているのか。 環境基本条例に「私たちは、限りある環境を守り、次の世代に引き継いでいくため、町、住民及び事業者がその力を結集していく」とある。今回の木の伐採は、道路、公園の管理をして

	いる建設課が対応したとのことであるが、環境基本条例によると、環境推進課、生涯学習課、建設課など複数課が関係している。本町には「こずえあかりの道」の周辺だけでなく、貴重な植物、蝶、鳥類が生息している。環境基本条例の遵守にはどこが責任をもつのか。また、同じことを繰り返さないよう、今後の対応についても問う。
3　防災対策準備について	先日、精華台二丁目自治会から集会所の建替えについての話を聞きたいとのことで伺った。再確認と以下について問う。 （1）集会所の積立金について 以前の答弁で、町は自治会長に対し、いつまでに幾らの積立金が必要との説明ではなく、屋根、外壁など長寿命化改修工事を町で行いながら、おおむね建築後６０年から６５年を目途の使用を予定している建替えの場合、１／２の受益者負担が必要と説明しているとのことであった。 ①　長寿命化改修工事は町負担で、自治会負担はなしでいいのか。 ②　集会所を築後６０年から６５年先に建替えるまで、自治会は積立金をそのままにしておくのか。 （2）これから自治会が防災対策として準備するものは 防災庁から「自らの命は自らが守る」ため、事前防災徹底のための緊急要請として、国民に１週間分の水や食料の備蓄をするよう発出された。緊急要請の詳細については、町から改めて案内があると思うが、地域住民、自治会の理解と協力がより必要となる。 ①　積立金（準備金を含む）を自治会の防災対策準備費用に 事前防災徹底に向けて、必要なライフラインの停止に備える必要があり、自治会としても避難所に備蓄する物や量が多くなると思われる。集会所建替えのための積立てをやめて、防災対策準備の費用に充てるように指導などできないのか。事前防災徹底について何が必要かなど、住民と一緒に考えるいい機会だと思うが町の考えは。 ②　災害の被害状況は地域によって異なるのでは。 熊本地震で大きな被害があったが、その多くは旧耐震の建物が多いように見受けられる。新耐震基準の住宅被害は少ないようである。精華台二丁目で同じような話があった。災害の大きさ、被害の状況にもよるが、災害時の集会所の機能、役割などを一緒に考え、話した。地域によって災害状況をどう評価し、何を事前準備するかは地域で異なると思われるが町の考えは。

質問事項	質　　問　　要　　旨
	1番　　村　田　　周　子
1　自転車の交通ルール改正について	令和８年４月から、自転車の交通ルール遵守を図るため、交通反則通告制度いわゆる「青切符」制度が導入されました。しかし現在、国民・町民の間には「歩道を走行すると、一律にすぐ反則金が科されるのではないか」といった大きな誤解や不安が広がっています。 実際の法運用においては、道路状況が危険な場合など、一定の条件下において歩道での徐行運転は認められており、直ちに反則金の対象となるわけではありません。しかし、この「違反の具体的な線引き」や「罰則の内容」といった正確な情報が住民に浸透しきっていないのが現状であります。 このままでは、違反を恐れるあまり、自転車が無理に危険な車道へ飛び出し、自動車との接触事故や追突事故を誘発するという、本末転倒な事態が町内全域で起こりかねません。特に、狭い道路での子どもの送り迎えに不安を抱える子育て世代や高齢者、そして毎日の通学・通塾で自転車を利用する子どもたちにとって、極めて切実かつ早急に対応すべき課題であります。 本町において、住民が知らずに違反を犯すことを防ぎ、かつ何よりも交通弱者を守るため　交通ルールの周知と啓発が必要と考えます。そこで、お伺いします。 （１）町民への正しいルールの周知と啓発について ①　町民向け交通安全講習会の開催 具体的に「どのような行為が違反となり、いくらの反則金が科されるのか」という線引きや、「危険な場合は歩道を徐行して通行できる」といった現場に、即した正しいルールをわかりやすく説明する「町民向けの交通安全講習会」を早急に開催すべきと考えます。町の認識と今後の計画は。 ②　町独自パンフレット等の作成 講習会への参加が難しい住民や高齢者、子育て世代へ広く周知するため、制度のポイントを視覚的にまとめた、町独自の「啓発パンフレット」を作成すべきと考えますが、町の見解は。 （２）小・中学校における安全教育について ①　木津警察署と連携した交通安全講習会の実施 自転車の利用頻度が高く、事故のリスクに直面しやすい小学生が、違反を恐れて危険な車道へ一律に押し出されることのないよう、木津警察署から専門の講師を招いた「自転車交

	通安全講習会」を町内全ての小学校で一斉に実施すべきと考えますが、教育委員会の見解は。 ② 学校から家庭（保護者）への情報共有の仕組みづくり 小・中学生が学校で学んだ交通ルールの内容や自転車の正しい乗り方を、家庭でも保護者や祖父母と一緒に振り返り、地域全体の交通安全意識を高められるよう、学校通信等を活用した親子での情報共有を推進すべきと考えますが、教育委員会の見解は。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１７番　　内　海　　富久子	
１　健康診断の未受診児童生徒への受診機会の確保について	近年、全国的に不登校の児童生徒が増加する中で、不登校など登校困難な児童生徒が学校での一斉健診を受けられなかった場合、未受診のままになり、成長期に健康診断を何年も受けられないまま過ごすと、重度の虫歯による口腔崩壊や、脊柱側弯症、視力低下などの発見が遅れ、成人後も深刻な健康被害や不利益を被るケースが社会問題となっている。 文部科学省は令和６年９月１８日の事務連絡や令和８年１０月の政府方針を通じ「プライバシーや心情に配慮しつつ、学校医等の医療機関と連携した学校外での受診機会の確保など柔軟な体制づくり」を求めている。学校保健安全法に基づく児童生徒の定期健康診断は、成長期にある子どもたちの疾病や異常を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるための重要な制度である。 しかしながら、学校への登校が難しい子どもにとって一斉健診は心理的ハードルが高く、自費診療となる場合の保護者の経済的負担も課題である。そこで、以下の点について伺う。 （１）小中学校の未受診者数、不登校・長期欠席の人数は。 （２）不登校等の児童生徒に対する、受診支援（別室受診・予備日設定等）の対応状況は。 （３）公費負担制度の導入について、本町の見解は。
２　誰もが投票しやすい「電子投開票システムの導入」について	近年、全国的に自治体職員の減少が続く中、選挙における開票作業の人員確保が年々難しくなっている。こうした現場の危機感を背景に、現在、地方選挙での「電子投票」の導入が再び注目を集めている。電子投票は、特例法に基づき自治体が条例を制定すれば、首長や議会議員の選挙で実施することが可能である。先行事例である香川県善通寺市では、電子投票の導入によって開票作業の人員を前回の７０人から約２０人へと大幅に削減された。さらに、投票データを記録媒体に保存しパソコンで集計することで、開票時間は前回より１時間以上も短縮され、わずか２７分で完了している。また、福岡県粕屋町、宮崎県新富町での実施や、来年１月２４日執行の亀岡市議会議員一般選挙での導入など、条例を制定して導入を進める動きが各地で広がっている。 電子投票のメリットは、行政側の効率化だけでなく、有権者にとっても、障がいや高齢などにより字を書くことが困難な方の負担が大きく軽減される。また、画面上の候補者名を選ぶ選択式のため、

	書き間違いや判読不能による疑問票・無効票がゼロになり、有権者の大切な一票、その意思をより正確に選挙結果へ反映することができる。 　懸念されるセキュリティ面についても、不正アクセスを防ぐため通信ネットワークには一切接続しないことで、安全性が確保されている。本町においても、今後の選挙事務における職員の負担軽減や人員配置の最適化、有権者の利便性向上を図る観点から「電子投開票システムの導入」について、以下の点を伺う。 （１）人員確保、時間外勤務などの人件費コスト、無効票・疑問票の発生状況など、開票作業における課題は。 （２）障がい者や高齢者などの投票環境改善、および無効票削減の観点からの電子投票の有効性について、本町の見解は。 （３）「電子投開票システムの導入」に向け、今後の取り組みの考えは。
３　夏休み（長期休暇）限定の放課後児童クラブの実施について	定例会６月会議での一般質問において、共働き夫婦やひとり親家庭などにとって、夏休みの日中、子供が過ごす居場所の確保は大きな課題であることから放課後児童クラブの試行的実施を求めました。町としては、子供の居場所との考えで、一定定員に余裕のある放課後児童クラブを活用することは一つの方策として、来年の夏休みを目指して研究するとの答弁であった。研究の進捗状況を伺う。

質問事項	質　　問　　要　　旨
８番　　岡　田　　三　郎	
１　自治体ＤＸによる行政サービスの進化と行政職員の業務効率化について	自治体ＤＸについては、人口減少や少子高齢化が進展する中、行政需要の多様化に対応し、限られた行政資源を有効に活用するために、その推進が重要であるのは言うまでもない。過去、令和３年度１２月会議の一般質問で取り上げてから５年が経過し、本町においては電子申請システムや電子決裁システムの導入、ＡＩ等のデジタル技術の活用など、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けた取り組みが進められている。自治体ＤＸの本来の目的は、単にデジタル技術を導入することではなく、住民の利便性を高めるとともに、職員の業務負担を軽減し、行政サービス全体の質を高めることにある。そこで、これまでの自治体ＤＸの取り組みによる具体的な成果と課題について問う。 （１）　行政サービスの進化と住民利便性の向上について ①　電子申請システムの導入以降、対象となる行政手続きと実際の利用件数はどのように推移しているのか。 ②　現在の行政手続きのオンライン化に加え、書かない窓口や総合窓口支援システムを利用したワンストップサービスは、目指している窓口改革の最終形なのか伺う。 ③　オンライン申請や遠隔窓口サービスの利用によって、町民の来庁回数や窓口での待ち時間はどの程度削減されたのか。 ④　コンビニ交付事業の利用率の推移状況と更なる利用率向上を目指すのか伺う。 ⑤　デジタル機器を利用できない、あるいは十分に活用できない住民の実態をどのように把握し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、どのような支援策を講じていくのか。 （２）　行政職員の業務効率化の達成度について ①　電子決裁システムの導入によって、紙文書の削減量や決裁に要する時間はどの程度改善されたのか。 ②　ＡＩやＲＰＡなどの導入によって、職員の事務作業時間や時間外勤務時間にどのような変化が生じているのか。 ③　ＤＸによって削減された業務時間を、政策立案や住民相談などデジタルでは対応できない付加価値の高い業務に振り向けらえているのか。 ④　自治体ＤＸの推進に伴い、全国の自治体では窓口業務の効率化や職員の働き方改革を目的として、窓口開庁時間の見直しに取り組む事例が広がっている。本町は、デジタル化の効

	果を職員の業務効率化にもつなげるため、窓口受付時間の見直しについて検討しているのか。
２　町内鉄道駅施設の整備と改善について	本町には近鉄京都線の新祝園駅、山田川駅、狛田駅とＪＲ学研都市線の祝園駅、下狛駅の５駅があり、通勤通学をはじめ高齢者や子どもなど多くの町民の日常生活を支える重要な公共交通施設となっている。 本町はこれまで、区域内にある鉄道駅を利用する高齢者、障がい者等の移動に係る身体の負担を軽減し、その移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、「精華町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱」を策定し、その推進に努めてきた。その後、令和２年に「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区において、令和２年～令和５年にかけてバリアフリー基本構想を策定し、駅周辺整備のバリアフリー化を推進している。そうした経過から、現状の鉄道駅バリアフリー化の進捗状況と、高齢者や障がい者が安全・安心かつ快適に移動できる環境づくりについて伺う。 （１）バリアフリー基本構想の推進にあたって、事業の進捗状況の把握や実施した事業の強化を行い、その結果を関係者（施設設置管理者、行政、住民）が共有し、次のステップへ進めると明記されている。施設整備事業内容が公表されているのは令和５年７月現在となっているが、その後の進捗状況は。 （２）重点整備地区におけるバリアフリー基本構想は、地域住民の方や行政・コンサルタントのタウンウォッチングを実施し、策定されているが、最近の気候変動や地域住民利用者の変化等の状況変化に対して、見直しなどの可能性についての考えは。 （３）ＪＲ祝園駅・近鉄新祝園駅西口のペデストリアンデッキ修繕補修事業は、道路維持管理事業だが「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」の趣旨に合致する事業として理解してよいのか伺う。 （４）近鉄狛田駅の環境について、地域住民の声としてホーム間移動の地下通路階段の汚れや破損、また駅ホームに空調設備のある待合スペースがなく、酷暑の時や酷寒の時には困っていることなどを聴いているが、町として把握しているのか伺う。

質問事項	質　　問　　要　　旨
7番　　辻　井　　崇　余	
1　「京町セイカ」を用いた地域経済の活性化について	本町公式の広報キャラクター「京町セイカ」は、過去のＣＦ（クラウドファンディング）で累計５０００万円以上の支援を集めるなど、全国に多くのファンを持つ貴重な地域資源です。イベントは勿論、公式ＨＰ・町広報誌・特産品等のラベル・議員名刺等で広く活用され、市民権を得ているところです。去る９月１３日にけいはんなプラザで行われた「京町セイカ」のコンサートでは、商工会の取組も好評で、全国から来場者が訪れ多くの賑わいを創出していました。 そこで、伺います。 （１）この成果を生かし、地元小売店・商工業との連携の考えは。 （２）今後の新たな「京町セイカ」の積極的な展開は。 （３）「京町セイカ」の人気を活用した聖地巡礼的な取組の考えは。 （４）「京町セイカ」を活用したふるさと納税等の新たな取組は。 （５）町内立地企業や飲料メーカー等と連携した「京町セイカ」オリジナル飲料水の製作の考えは。
2　自主設置型・交通安全啓発プレートの導入ついて	町民、児童生徒等の交通安全対策は最優先課題であり、地域から飛び出し防止看板等の設置が強く求められています。一方、公道・境界線等への設置に伴う道路法上の問題や管理責任が課題とされてきました。先程と同じく、本町公式キャラクター「京町セイカ」を活用した「自主設置型プレート」の導入について、以下を伺います。 （１）「京町セイカ」を通学路等の交通安全啓発プレート等（飛び出し坊やのようなもの）に活用することについて、町の見解を伺います。
3　本町の構造変化を踏まえた将来的な空き家発生リスクへの対応と予防的・持続可能な空き家対策について	本町は、近鉄京都線やＪＲ学研都市線の各駅、京奈和自動車道の３つのＩＣを有し、京都・大阪・奈良へのアクセスに優れた立地条件を備えています。加えて、子育て支援や教育環境など子育て世代にとって魅力的な住環境が整っています。これらは本町が誇る強みであります。一方で先般公表された令和７年国勢調査結果で示された通り、本町では世帯数が増加傾向（前回比２５７世帯増）にある一方、総人口は減少（同１，６８３人減）に転じており、１世帯当たりの少人数化（約２，４８人）や単身高齢世帯の増加が確実に進行していることがわかります。また、公式ＨＰ等に示された最新データ（令和８年１０月１日現在：１５，６０３世帯）を見ても、昭

	和後半から平成にかけて、一斉に整備された新興住宅地において、世代交代に伴う「潜在的な空き家予備軍」の増加が懸念されます。密集した新興住宅地における放置空き家化は、周辺の資産価値の下落や防犯・防災上のリスクにも直結します。本町が目指すべきは、この優れた交通利便性と住環境の強みを活かし、近年の資材高騰等により新築戸建てが４千万～５千万円を超える中、状態の良い中古・空き家をリノベーションして流動化させ、２千万～３千万円台で若い子育て世代・通勤世代等の定住へ繋げる「都市近郊型・住宅循環モデル」の構築であると考えます。管理不全化してから対応するのではなく、予防段階からの準備が不可欠です。そこで、本町の将来を見据えた持続可能な空き家対策について、以下伺います。 （１）本町における、人口減少傾向についての認識と今後の対策は。 （２）本町の空き家戸数と空き家率の認識は。 （３）世帯数増加と人口減少という、本町の構造変化等における将来的な潜在空き家化リスクと実態把握の必要性について、本町の見解は。 （４）現場の人員体制や財政上の制約を考慮し、国の「空き家対策総合支援事業」等の補助制度や特別交付税措置などを活用し調査と準備を進める可能性と見解は。

質問事項	質　　問　　要　　旨
１１番　　坪井　久行	
１　データセンター問題について	データセンター（ＤＣ）は、ＡＩ（人工知能）などの情報処理を担う機能を持つ施設である。そして、ＡＩは、スマホやカーナビ、各種のネットサービスなど、私たちの日常生活を支える基盤となっている。ＡＩを利用することで、各人の能力をさらに発揮できる場面も多くある。このようにＡＩは私たちにとって、大変便利な技術だが、一方で、犯罪や軍事などに悪用され、雇用も破壊され、個人情報の漏洩などで営利が優先され、一般市民の生活と権利を脅かすこともある。よって、技術の進展に応じた適切な規制を行い、ＡＩを賢く利用していくことが求められる。したがって、ＡＩを支えるＤＣについても、ＡＩや情報通信に必要な施設だが、その建設についてもルールづくりが必要である。ＤＣは、１万台を超えるコンピュータ、ネットワーク設備、電力系統（数万ｋｗ～百万ｋｗ。自前の変電設備を備える）、冷却装置（熱の発生を冷却。熱は建屋外の大気に排出）、非常用電源とその燃料（重油など）を備える巨大な施設である。ＤＣは、世界では約１万か所以上、日本では百数十か所に設置されている。国内では、面積換算では６割が関東、２割が関西に集中している。それは、情報処理機能が大都市に集中していることに加え、通信網や送電網の容量などに都合のよい立地条件があるからである。 　今、ＤＣで問題になっていることは、①住宅地に隣接し、巨大な建物の圧迫感や日照、景観・眺望への影響が問題になっている。②莫大な電力を消費し（府内の電力量は一般世帯の約１２２万～１８４万世帯分に相当。これは、京都府の全世帯数約１２３万世帯分に匹敵）、機器冷却のための排熱も莫大なものになるため、周辺の気温が上昇し、その結果、原発の再稼働も懸念されている。③強力な空調設備が２４時間稼働し、その騒音や低周波振動も懸念されている。④リチウム電池など多数の蓄電池があり、非常用発電機の燃料も貯蔵されているため、火災リスクが懸念される。⑤ＤＣには電力需要に応じた大出力の非常用発電機が設置されており、定期的に行われる点検運転の際の黒煙や騒音が問題になっている。本町でも、道路をはさんで中小企業群が立地しており、煤煙や騒音で仕事に支障が生じている。⑥地下水を大量に使うことによる影響が懸念される。地下水が大量に減少すれば、土地の乾燥化や地盤沈下が懸念される。但し、今、本町に稼働中及び稼働予定のＤＣは「水冷方式」ではなく、「空調冷却方式」であり、ほとんど水を使わないとのこ

	とであるが、実証されているか。その分、電力需要が一層高まる。⑦本町のＤＣは、耐震性を考慮しているとのことだが、ＮＴＴのＤＣの見学時に「震度７の地震までは考えていない」との説明だった。生駒断層帯でも、奈良東縁断層帯でも、予想最大震度７であり、しかも、活断層がごく近くを通っている。それでも、大地震に耐えられるだろうか。⑧これも本町独自の問題であるが、これらのＤＣの約１ｋｍ先に祝園弾薬庫があり、ミサイル保存のための火薬庫を増設予定である。今、戦争中のウクライナでも、中東でも、ＤＣが産業や情報の集積機能を持つ故に、集中攻撃の対象になっており、本町のＤＣに特別な危険性はないだろうか。 　こうした重大な問題点を有するＤＣだからこそ、適切な規制が求められるのではないか。そこで伺う。 （１）①～⑥について、どんな規制を求めているのか。 （２）⑦と⑧については、本町はＤＣの設置地としてふさわしくないのではないか。 （３）許認可権は府にあったとしても、町の住環境の問題でもあり、町が主体的に対応すべきでないか。 （４）今後も、ＤＣの建設が予想されるなかで、これ以上の進出は認めないか、見解を伺う。 （５）今後、ＤＣのみならず、様々な企業が進出する中で、本町の地下水の保全が求められる。そのためにも、学研地域の企業に本町の水道への加入を求め、地下水の質・量ともに状況を把握して、コントロールすることが行政の務めではないか。また、住民の負担軽減のためにも必要ではないか。
２　農面道路と狛田東線との危険な交差点への押しボタン式信号機の設置について（２回目）	引き続き住民の命にかかわる危険な実態であるにもかかわらず、「交通量が少ない」との理由で、いまだに信号機が設置されていない。狛田１・２丁目は町が主導的に開発した地域で、新しい住民が増えており、しかも、中高校生の通学路であるとともに、近辺の高齢者が横断する交差点であり、住民の安全を守るべき行政の責任が問われる。 　そこで、交通量と近辺に信号機が存在するという現状を踏まえて、かつ、住民の切実な願いに応えるために、新たな形態として、「押しボタン式信号機の早期設置」を強く求める。これは、府道の菱田山ノ下入口付近の交差点に押しボタン式信号機が設置されてから、高齢者や子どもたちの横断の安全が守られている、という先例に基づく提案である。何としても、住民の願いに応えていただきたいが、町の見解を求める。

質問事項	質　　問　　要　　旨
９番　　山　下　　芳　一	
１　学校の諸費等の未納について	１１月３日付京都新聞に「木津川市小学校徴収金３７００万円、校長らが立て替え」という見出しで記事が掲載された。その後も報道はあるものの詳しい状況はわからないが、木津川市に関わらず、給食費、教材費、社会見学・修学旅行費等の未納については、多くの学校現場の大きな課題の一つである。そこで伺う。 （１）本町の学校諸費の未納状況は。 （２）諸費の未納を、本町の学校現場や行政は、どのように対応・処理しているのか。
２　人権啓発について	毎年１２月４日～１０日は人権週間（世界人権週間）で人権尊重を呼びかける啓発期間である。 人権教育・人権啓発推進の課題として、知識から行動への課題、新たな課題（ＳＮＳ、インターネット、外国人やマイノリティへの偏見や先入観、差別の多様化等）への対応、教育や保育現場・学習会・研修会の指導者の力量向上、関係機関の連携、進捗状況把握の困難等が挙げられる。 これらの課題を踏まえ、本町として実効性のある人権教育・人権啓発推進をどのように進めていくのか。
３　地区集会所について	各自治会では令和８年度決算総会（令和９年度予算総会）に向けて、役員会の時期になり、大半の自治会が３月または４月に総会を開く。そこでよく挙がる課題がある。以下の課題に対する行政の考えを、自治会役員が会員に説明しやすいように答弁をしていただきたい。 （１）「精華町地区集会所の新築等費用分担金徴収条例で、自治会に建築費用の１／２負担が求められている。自治会員が毎年減り、建築費が高騰する中で、自治会費の一部を積み立てて建築費用の１／２を負担するのは無理なのに、積み立てを続けなければならないのか。」という質問に対する行政の考えや方針は。 （２）年々自治会員が減少するとともに役員のなり手不足や、自治会費の不足が問題になる。行政は地域コミュニティとして、自治会活動をどのように考え、支援を行っていくのか。
４　精華町の花と木について	本町の花はバラ、木はカシということで伺う。 （１）上記のことは、町ＨＰの「町の概要」で、写真と文言で記さ

	れている。町の花がバラ、木がカシということを町民に知ってもらおうという思いはあるか。あるならば、その対応は。 （２）議員の中には、町の花であるバラを育てて、ＰＲをということで再三訴えられた方もいるが、行政は消極的であったが、その理由は。
５　小・中学校空き教室等の活用について	平成２９年度１２月会議で、５年後１０年後の空き教室数と活用について尋ねたところ、精華中学校区では５年後も１０年後も空き教室なし、精華南中学校区では５年後の空き教室は０で１０年後の空き教室は２、精華西中学校区の５年後の空き教室は４で１０年後は７という回答で、空き教室が生じても少人数教育や相談室として活用するとのことであった。但し、それでも活用しない教室が生じた場合は有効活用も考えられるとの答弁も添えられていた。 そして、東光小学校、山田荘小学校、精華台小学校では、現在、空き教室を活用して、放課後児童クラブ（学童保育）が運営されている。 そこで、伺う。 今後、益々空き教室が増えていくと思うが、社会教育や地域コミュニティ等で活用していく考えはないのか。
６　違法盛土等について	盛土の質問は、今回で１５回目となる。小泓の違法盛土や新規就農を理由に積まれた６ｍ盛土について懸念を示す町民の方も多い。依然として問題盛土があるが、本町や府はギブアップしたのかという声も聞く。令和８年の１年間の進捗状況と、今後の対応を伺う。
７　子どもの居場所づくりについて	令和６年に民生教育常任委員会は「子育て支援のインクルーシブ化」の提言を提出して、１２月会議で委員会代表質問が行われてから、行政担当部署も汗をかき、雨天時の子どもの居場所が「かしのき苑」と「むくのきセンター」に設置され、今年の夏休みの平日には、「むくのきセンター会議室」と「けいはんな記念公園観月楼」に学習場所を設置する等、目に見える形で物事を進めて頂いた。 また、住民の方で、この冬休みに地区集会所に中高生の学習場所を設けようという声も聞く。子どもの居場所づくりが進みつつあるが、子ども（乳幼児、児童・生徒、青年層）の多様なニーズには、応えきれていない。 そこで、子ども（乳幼児、児童・生徒、青年層）の居場所の充実と拡大についての基本的な考え方、及び今後の計画を伺う。

質問事項	質　　問　　要　　旨
３番　　大　野　　翠	
１　こども性暴力防止法施行に伴う本町の体制整備について	本年１２月２５日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、通称「こども性暴力防止法」が施行されます。この法律は、子どもと接する事業者が就労予定者等の性犯罪歴を確認できる仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入等を定めたものであり、子どもたちを性暴力から守り、安心して過ごせる安全な環境を地域全体で整えるための極めて重要な取組です。 施行まで残り僅かとなる中、本町としても町立の小中学校、保育所、学童保育（放課後児童クラブ）をはじめ、町内で子どもに関わる事業を展開する、民間事業者やボランティア団体に対する支援と体制整備が急務と考えます。 そこで、以下の３点について伺います。 （１）公的機関における適用・受入体制の整備状況について 町立保育所、小中学校、放課後児童クラブ等において、本法の対象となる職種・雇用形態（正規・非正規・委託業者・ボランティア等）の整理と、確認手続きの手順はどのように進めていく予定ですか。 （２）民間事業者等への周知・支援策と「認定事業者マーク（こまもろうマーク）」の普及について ①　保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、地域のスポーツクラブ等に対し、本法の趣旨や国の認定制度の周知、導入支援をどのように行う方針ですか。 ②　国の認定を取得した事業者に付与される「認定事業者マーク（こまもろうマーク）」の普及や、保護者・町民への周知・広報にどのように取り組みますか。 （３）町独自の子ども性暴力防止・相談体制の強化について 本法の導入にとどまらず、子ども自身が「自分のからだを守る」ための生命の安全教育の推進や、被害を早期に発見・相談できる体制の拡充について、本町の取組は。